

## 5 化学製品、石油・石炭製品

列部門	2011-01	アンモニア
行部門	2011-011	アンモニア

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2011「窒素質・りん酸質肥料製造業」のうち、アンモニア及びアンモニア水の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2412 肥料及び窒素化合物製造業」

列部門	2011-02	化学肥料
行部門	2011-021	化学肥料

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2011「窒素質・りん酸質肥料製造業」のうちアンモニア、アンモニア水、硝酸、硝酸ナトリウム及び亜硝酸ナトリウムを除いたもの、2012「複合肥料製造業」、2019「その他の化学肥料製造業」及び2021「ソーダ工業」のうち塩化アンモニウムの生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2412 肥料及び窒素化合物製造業」

(生産物例示)

窒素質肥料：尿素、硝酸アンモニウム、石灰窒素

その他の単質肥料：過りん酸石灰、熔成りん肥、重過りん酸石灰、重焼りん

複合肥料：りん酸アンモニウム（肥料用）、高度化成肥料、普通化成肥料、NK化成肥料、配合肥料

〔変更点〕

平成2年表の列部門「2011-02単質肥料」及び「2011-03複合肥料」を統合し、「2011-02化学肥料」とする。また、行部門も同様に統合し、「2011-021化学肥料」とする。

〔注意点〕

硫酸アンモニウムは、回収・副生に依存する割合が大きくなっているため、昭和55年表より合成硫酸アンモニウムの生産はゼロとし、すべてを回収又は副生硫酸アンモニウムとし、副産物発生によって需要をまかなうこととした。

塩化アンモニウムは、60年表より硫酸アンモニウムと同様の扱いとした。

列部門	2021-01	ソーダ工業製品
行部門	2021-011	ソーダ灰
	2021-012	か性ソーダ
	2021-013	液体塩素
	2021-019	その他のソーダ工業製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2021「ソーダ工業」のうち、塩化アンモニウムを除く生産活動を範囲とする。

なお、生産工程において発生する塩化アンモニウムは副産物扱いとし、「2011-021化学肥料」を競合部門とする。

I S I C : 「2411 基礎化学品製造業（肥料及び窒素化合物を除く。）」

(生産物例示)

その他のソーダ工業製品：塩素ガス、塩酸ガス、塩酸高度さらし粉、さらし液、塩素酸ナトリウム

列部門	2029-01	無機顔料
行部門	2029-011	酸化チタン
	2029-012	カーボンブラック
	2029-019	その他の無機顔料

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2023「無機顔料製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、生産工程において発生する化学石こうは副産物扱いとし、「0621-019その他の窯業原料鉱物」を競合部門とする。

I S I C : 「2411 基礎化学品製造業（肥料及び窒素化合物を除く。）」

(生産物例示)

その他の無機顔料：亜鉛華、鉛丹、リサーチ、銀朱、酸化第二鉄、黄鉛、カドミウム顔料

〔変更点〕

部門のコードを「2029-02」から「2029-01」に変更。

列部門	2029-02	圧縮ガス・液化ガス
行部門	2029-021	圧縮ガス・液化ガス

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2024「圧縮ガス・液化ガス製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2411 基礎化学品製造業（肥料及び窒素化合物

を除く。）」

〔生産物例示〕

酸素ガス、窒素、アルゴン、水素、溶解アセチレン、炭酸ガス

〔変更点〕

部門コードを「2029-03」から「2029-02」へ変更。

列部門	2029-03	塩
行部門	2029-031	原塩
	2029-032	塩

(大蔵省)

日本標準産業分類の細分類2025「塩製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2429 他に分類されないその他の化学品製造業」

〔生産物例示〕

塩、食卓塩、かん水、にがり

〔変更点〕

統合大分類を平成2年表の「食料品」から「化学製品」に変更。

〔注意点〕

岩塩は「0629-09, -099その他の非金属鉱物」に含まれる。

列部門	2029-09	その他の無機化学工業製品
行部門	2029-099	その他の無機化学工業製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2011「窒素質・りん酸質肥料製造業」のうち硝酸、硝酸ナトリウム、亜硝酸ナトリウム及び2022「電炉工業」並びに2029「その他の無機化学工業製品製造業」のうち触媒を除いたものの生産活動を範囲とする。

なお、生産工程において発生する化学石こうは副産物扱いとし、「0621-019その他の窯業原料鉱物」を競合部門とする。

I S I C : 「2411 基礎化学品製造業（肥料及び窒素化合物を除く。）」、「2412 肥料及び窒素化合物製造業」

〔生産物例示〕

亜硫酸塩、硫化物、ふっ化物、りん化合物、カリウム塩、バリウム塩、活性炭

〔変更点〕

平成2年表の列・行部門「2029-01, -011硫酸」を本部門に統合。

列部門	2031-01	石油化学基礎製品
行部門	2031-011	エチレン
	2031-012	プロピレン
	2031-019	その他の石油化学基礎製品

(通商産業省)

ナフサを分解して得られる石油化学の第一次製品であるエチレン、プロピレン、ブタン、ブチレン、ブタジエン、ノルマルパラフィン、分解ガソリン、トップガスの生産活動を範囲とする。

なお、生産工程において発生する液化石油ガス及び硫黄は副産物扱いとし、「2111-018液化石油ガス」及び「0629-099その他の非金属鉱物」をそれぞれ競合部門とする。

I S I C : 「2320 石油精製業」

〔注意点〕

本部門は、日本標準産業分類の細分類2031「石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）」のうち石油化学系基礎製品の生産活動が該当する。したがって、一貫して生産される誘導品は、それぞれ「2031-02石油化学系芳香族製品」、「2032-01脂肪族中間物」及び「2032-02環式中間物」等に分類される。

列部門	2031-02	石油化学系芳香族製品
行部門	2031-021	純ベンゼン
	2031-022	純トルエン
	2031-023	キシレン
	2031-029	その他の石油化学系芳香族製品

(通商産業省)

改質生成油及び分解ガソリンからつくられる純ベンゼン、純トルエン、キシレン（o-キシレン（精製のもの）、m-キシレン（精製のもの）、p-キシレン（精製のもの）を含む）、芳香族溶剤の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2411 基礎化学品製造業（肥料及び窒素化合物を除く。）」

〔変更点〕

行部門の名称を「純ベンゾール」から「純ベンゼン」に、「純トルオール」から「純トルエン」に、「キシロール」から「キシレン」にそれぞれ変更。

列部門	2032-01	脂肪族中間物
行部門	2032-011	合成アルコール類
	2032-012	酢酸
	2032-013	二塩化エチレン
	2032-014	アクリロニトリル
	2032-015	エチレングリコール
	2032-016	酢酸ビニルモノマー
	2032-019	その他の脂肪族中間物

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2032「脂肪族系中間物製造業(脂肪族系溶剤を含む)」の生産活動を範囲とし、その生産物は、エチレン、プロピレン、ブチレン等のオレフィンからの誘導品とする。

なお、生産工程において回収される硫酸アンモニウムは、副産物扱いとし、「2011-021化学肥料」を競合部門とする。

ISIC：「2411 基礎化学品製造業（肥料及び窒素化合物を除く。）」

〔生産物例示〕

合成アルコール類：エチルアルコール、合成高級アルコール（C9以上のもの）、イソプロピルアルコール、合成オクタノール、合成ブタノール

その他の脂肪族中間物：酸化エチレン、塩化ビニル（モノマー）

列部門	2032-02	環式中間物
行部門	2032-021	スチレンモノマー
	2032-022	合成石炭酸
	2032-023	テレフタル酸（高純度）
	2032-024	カプロラクタム
	2032-029	その他の環式中間物

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2036「環式中間物・合成染料・有機顔料製造業」のうち、環式中間物の生産活動を範囲とし、その生産物は、ベンゼン、トルエン、キシレンからの誘導品である。

なお、生産工程において回収される硫酸アンモニウムは副産物扱いとし、「2011-021化学肥料」を競合部門とする。

ISIC：「2411 基礎化学品製造業（肥料及び窒素化合物を除く。）」

〔生産物例示〕

その他の環式中間物：アルキルベンゼン、無水フタル酸、テレフタル酸ジメチル、シクロヘキサン

列部門	2033-01	合成ゴム
行部門	2033-011	合成ゴム

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2038「合成ゴム製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2413 プラスチック原料製造業，合成ゴム製造業」

列部門	2039-01	メタン誘導品
行部門	2039-011	メタン誘導品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2033「メタン誘導品製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2411 基礎化学品製造業（肥料及び窒素化合物を除く。）」

〔生産物例示〕

精製メタノール、ホルマリン、塩化メチル、フロンガス

〔変更点〕

部門コードを「2039-02，-021」から「2039-01，-011」へ変更。

列部門	2039-02	油脂加工製品
行部門	2039-021	油脂加工製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2051「脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業」のうち、硬化油（食用）を除く生産活動を範囲とする。

ISIC：「2424 石鹼，洗剤，クリーニング，つや出し剤，香水及び化粧品類製造業」

〔生産物例示〕

硬化油（工業用），脂肪酸，グリセリン

〔変更点〕

部門コードを「2039-03，-031」から「2039-02，-021」に変更。

生産工程において発生する副産石けんは、微少になったた

め副産物扱いせず、概念に含めていない。

列部門	2039-03	可塑剤
行部門	2039-031	可塑剤

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2039「その他の有機化学工業製品製造業」のうち、可塑剤の生産活動を範囲とする。

ISIC: 「2411 基礎化学品製造業（肥料及び窒素化合物を除く）」

[生産物例示]

フタル酸系可塑剤, 脂肪酸系可塑剤, りん酸系可塑剤, アジピン系可塑剤, ポリエステル系可塑剤, エポキシ系可塑剤

[変更点]

部門のコードを「2039-04, -041」から「2039-03, -031」へ変更。

列部門	2039-04	合成染料
行部門	2039-041	合成染料

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2036「環式中間物・合成染料・有機顔料製造業」のうち、合成染料（ピグメントレジソカラーを含む）の生産活動を範囲とする。

ISIC: 「2411 基礎化学品製造業（肥料及び窒素化合物を除く。）」

[変更点]

部門のコードを「2039-05, -051」から「2039-04, -041」に変更。

列部門	2039-09	その他の有機化学工業製品
行部門	2039-099	その他の有機化学工業製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2034「発酵工業」, 2035「コーラル製品」, 2036「環式中間物・合成染料・有機顔料製造業」のうちレーキ及び2039「その他の有機化学工業製品製造業」のうち可塑剤を除く生産活動を範囲とする。

ISIC: 「1551 酒類の蒸留, 精留及び混合業; 発酵原料からのエチルアルコール製造業」, 「2411 基礎化学品製造業（肥料及び窒素化合物を除く。）」

[生産物例示]

純ベンゾール（非石油系）, クレオソート油, ピッチ, ナフタリン, エチルアルコール, レーキ, ゴム加硫促進剤, ゴム老化防止剤, 高級アルコール（油脂製品）

[変更点]

平成2年表の列・行部門「2039-01, -011 コールタール製品」を本部門に統合。

列部門	2041-01	熱硬化性樹脂
行部門	2041-011	熱硬化性樹脂

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2037「プラスチック製造業」のうち、フェノール樹脂, ユリア樹脂, メラミン樹脂, 不飽和ポリエステル樹脂, アルキド樹脂, エポキシ樹脂, けい素樹脂の生産活動を範囲とする。

ISIC: 「2413 プラスチック原料製造業, 合成ゴム製造業」

列部門	2041-02	熱可塑性樹脂
行部門	2041-021	ポリエチレン（低密度）
	2041-022	ポリエチレン（高密度）
	2041-023	ポリスチレン
	2041-024	ポリプロピレン
	2041-025	塩化ビニル樹脂

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2037「プラスチック製造業」のうち、ポリエチレン, ポリスチレン, ポリプロピレン, 塩化ビニル樹脂の生産活動を範囲とする。

ISIC: 「2413 プラスチック原料製造業, 合成ゴム製造業」

[注意点]

EVA（エチレン・酢酸ビニルコポリマー）は、「2041-021 ポリエチレン（低密度）」に含まれる。

列部門	2041-03	高機能性樹脂
行部門	2041-031	高機能性樹脂

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2037「プラスチック製造業」のうち、ポリアミド系樹脂, ポリカーボネート, ポリアセタール, ポリエチレンテレフタレート（繊維用を除く）, ポリブ

チレンテレフタレート、変成ポリフェニレンエーテルの生産活動を範囲とする。

ISIC：「2413 プラスチック原料製造業，合成ゴム製造業」

〔生産物例示〕

ポリアミド樹脂，ポリカーボネード，ポリアセタール，ポリエチレンテレフタレート（繊維用を除く），ポリブチレンテレフタレート，変成ポリフェニレンエーテル

列部門	2041-09	その他の合成樹脂
行部門	2041-099	その他の合成樹脂

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2037「プラスチック製造業」のうち，石油系樹脂，メタクリル樹脂，ポリビニルアルコール，塩化ビニリデン樹脂，フッ素樹脂，アセチルセルロース，ポリエチレンテレフタレート（繊維用）など他に分類されない合成樹脂の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2413 プラスチック原料製造業，合成ゴム製造業」

列部門	2051-01	レーヨン・アセテート
行部門	2051-011	レーヨン・アセテート

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2041「レーヨン・アセテート製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2430 人造繊維製造業」

〔生産物例示〕

ビスコース長繊維・短繊維，キュプラ長繊維・短繊維，アセテート長繊維・短繊維

〔注意点〕

平成2年表において，部門の名称を昭和60年表の「2051-01，-011人絹糸・スフ」から「レーヨン・アセテート」に変更。

列部門	2051-02	合成繊維
行部門	2051-021	合成繊維

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2042「合成繊維製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2430 人造繊維製造業」

〔生産物例示〕

ナイロン長繊維・短繊維，ポリエステル長繊維・短繊維，アクリル長繊維・短繊維，ビニロン長繊維・短繊維，ポリプロピレン長繊維・短繊維

列部門	2061-01	医薬品
行部門	2061-011	医薬品

（厚生省）

日本標準産業分類の細分類206「医薬品製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2421 殺虫剤及びその他の農業化学製品製造業」  
「2423 医薬品，薬用化学品及び植物性薬品製造業」

〔生産物例示〕

医薬品製品（循環器官用薬，抗生物質製剤等），医薬部外品（殺虫剤等），動物用医薬品・医薬部外品

〔注意点〕

化粧品・歯磨は「2071-02化粧品・歯磨」に，農薬は「2074-01農薬」に含まれる。

列部門	2071-01	石けん・合成洗剤・界面活性剤
行部門	2071-011	石けん・合成洗剤
	2071-012	界面活性剤

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2052「石けん・合成洗剤製造業」及び2053「界面活性剤製造業（石けん，合成洗剤を除く）」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2424 石けん，洗剤，クリーニング，つや出し剤，香水及び化粧品類製造業」

〔生産物例示〕

界面活性剤：陰イオン・陽イオン・両性イオン・非イオン  
界面活性剤，柔軟仕上げ剤

列部門	2071-02	化粧品・歯磨
行部門	2071-021	化粧品・歯磨

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類207「化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業」の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2424 石けん，洗剤，クリーニング，つや出し  
剤，香水及び化粧品類製造業」

〔生産物例示〕

香水，オーデオロン，頭髪用化粧品（シャンプー，ヘヤー  
リンス，養毛剤，整髪料等），皮膚用化粧品（クリーム，乳  
液，化粧水，パック等），仕上用化粧品（ファンデーション，  
おしろい，口紅，ほほ紅，アイメイクアップ等），特殊用途  
化粧品（日焼け止め，ひげそり用化粧品等），歯磨

列部門	2072-01	塗料
行部門	2072-011	塗料

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2054「塗料製造業」の生産活動を  
範囲とする。

ISIC：「2422 ペイント，ワニス及びこれらに類する塗  
料，印刷用インク，マスティック製造業」

〔生産物例示〕

油性塗料，ラッカー，電気絶縁塗料，合成樹脂塗料，シン  
ナー類

列部門	2072-02	印刷用インキ
行部門	2072-021	印刷用インキ

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2055「印刷インキ製造業」の生  
産活動を範囲とする。

ISIC：「2422 ペイント，ワニス及びこれらに類する塗  
料，印刷用インク，マステック製造業」

〔生産物例示〕

一般インキ，新聞インキ，補助剤，印刷用ワニス

列部門	2073-01	写真感光材料
行部門	2073-011	写真感光材料

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2095「写真感光材料製造業」の  
生産活動を範囲とする。

ISIC：「2109 その他の紙及び板紙製品製造業」，「2429  
他に分類されないその他の化学製品製造業」

〔生産物例示〕

フィルム，印画紙，感光紙，写真用化学薬品

列部門	2074-01	農薬
行部門	2074-011	農薬

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類2092「農薬製造業」の生産活動  
を範囲とする。

ISIC：「2421 殺虫剤及びその他の農業化学製品製造業」  
〔生産物例示〕

殺虫剤，殺菌剤，除草剤，殺そ（鼠）剤，植物成長調整剤，  
補助剤

〔注意点〕

殺虫・殺そ（鼠）剤製造業（農薬を除く）及び殺菌・消毒  
剤製造業（農薬を除く）の活動は，「2061-01，-011医薬品」  
に含まれる。

列部門	2079-01	ゼラチン・接着剤
行部門	2079-011	ゼラチン・接着剤

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2094「ゼラチン・接着剤製造業」  
の生産活動を範囲とする。

ISIC：「2429 他に分類されないその他の化学製品製造  
業」

〔生産物例示〕

にかわ，ゼラチン，大豆グルー，合成樹脂系接着剤

〔注意点〕

平成2年表において，昭和60年表の列部門「2079-09その  
他の化学最終製品」から分割・特掲。

〔変更点〕

部門コードを「2079-02，-021」から「2079-01，-011」に  
変更。

列部門	2079-09	その他の化学最終製品
行部門	2079-091	触媒
	2079-099	その他の化学最終製品（除別掲）

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2029「その他の無機化学工業製  
品製造業」のうち触媒，2056「洗浄剤・磨用剤製造業」，  
2057「ろうそく製造業」，2091「火薬類製造業」，2093「香料  
製造業」，2096「天然樹脂製品・木材化学製品製造業」，2097  
「試薬製造業」及び2099「他に分類されない化学工業製品製  
造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2424 石けん, 洗剤, クリーニング, つや出し剤, 香水及び化粧品類製造業」, 「2429 他に分類されないその他の化学製品製造業」

〔変更点〕

平成2年表の列・行部門「2079-01, -011火薬類」を本部門に統合。

〔注意点〕

平成2年表において, 60年表の列部門「2079-09その他の化学最終製品」から「2079-02ゼラチン・接着剤」を分割・特掲。

列部門	2111-01	石油製品
行部門	2111-011	揮発油
	2111-012	ジェット燃料油
	2111-013	灯油
	2111-014	軽油
	2111-015	A重油
	2111-016	B重油・C重油
	2111-017	ナフサ
	2111-018	液化石油ガス
	2111-019	その他の石油製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類211「石油精製業」, 212「潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)」及び219「その他の石油製品・石炭製品製造業」の生産活動を範囲とする。

また, 「2031-01石油化学基礎製品」で副産物として発生する液化石油ガスは, 本部門を競合部門とする。

なお, 生産工程において発生する硫黄は副産物扱いとし, 「0629-099その他の非金属鉱物」を競合部門とする。

I S I C : 「2320 石油精製業」

〔生産物例示〕

その他の石油製品: グリース, 潤滑油, パラフィン, アスファルト, 精製・混合用原料油, 石油ガス, オイルコークス

列部門	2121-01	石炭製品
行部門	2121-011	コークス
	2121-019	その他の石炭製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類213「コークス製造業」及び214「練炭・豆炭製造業」の生産活動を範囲とする。

生産工程において発生する副生硫黄は副産物扱いとし, 「2011-021化学肥料」を競合部門とする。

また, 他部門で副産物として発生するコークス, 高炉ガス, 電炉ガスは, 本部門を競合部門とする。

なお, 石炭ガスを冷却する過程で得られるコールタール及びコールタールと石炭ガスから直接抽出される粗ベンゾールが含まれる。

I S I C : 「1010 無煙炭鉱業・固形燃料製造業」, 「1020 亜炭鉱業・固形燃料製造業」, 「2310 コークス炉製品製造業」

〔生産物例示〕

その他の石炭製品: 練炭, 豆炭, 粗ベンゾール, コールタール, コークス炉ガス

列部門	2121-02	舗装材料
行部門	2121-021	舗装材料

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類215「舗装材料製造業」の生産活動を範囲とする。

I S I C : 「2310 コークス炉製品製造業」

〔生産物例示〕

アスファルト舗装混合材, タール舗装混合材